

Neuro Performance Labo 利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、合同会社FREEMAN LABO(以下「当社」といいます。)が運営するジム「Neuro Performance Labo」(以下「本スタジオ」といいます。)の提供条件および当社と施設利用者との間の権利義務関係を定めるものです。

本スタジオの利用にあたっては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条(総則)

1. 本スタジオの運営・管理(施設利用者資格の取得・変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含みます。)は当社が行います。
2. 本規約は、当社が運営する本スタジオの施設および各種サービスにおいて適用されるものとします。
3. 本規約は、本スタジオを利用するすべての者(以下「施設利用者」といいます。)に適用され、その効力はすべての施設利用者に及ぶものとします。

第2条(目的)

本スタジオは、施設利用者の心身の健康の維持・増進およびパフォーマンス向上を目的とし、専門的なトレーニング環境を提供するとともに、地域社会およびスポーツ・ビジネス分野における健全で前向きなコミュニティ形成に寄与することを目的とします。

第3条(会員制)

1. 本スタジオは会員制とします。
2. 会員とは、次条に定める入会資格を満たし、当社所定の入会手続きを完了し、当社との間で本スタジオ利用に関する契約(以下「本契約」といいます。)を締結した個人または法人をいいます。
3. 入会希望者は、本規約を承諾のうえ、当社所定の入会申込書、契約書、同意書その他必要書類(電磁的方法によるものを含み、以下「入会申込書等」といいます。)に正確な情報を記載または入力し、提出するものとします。
4. 当社は、必要と判断した場合、医師の診断書、健康状態に関する申告書、誓約書等の提出を求めることができます。
5. 会員種別、利用条件、特典等は当社が別途定めるものとし、当社は必要に応じて新設、変更または廃止することができます。
6. 当社は、入会申込みを承認するか否かを自由裁量により判断できるものとします。

第4条(入会資格)

1. 本スタジオの会員は、自己の責任と管理のもとで安全に施設を利用でき、当社スタッフおよび他の施設利用者に対し、信義誠実の原則に従って行動できる方とします。
2. 次の各号のいずれかに該当する方は、会員となることができません。
 1. 本規約および当社が定める諸規則を遵守できない方
 2. 本人確認書類により身元確認ができない方
 3. 暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると当社が判断した方
 4. 医師により運動を禁じられている方
 5. 伝染病その他他人に感染するおそれのある疾病を有している方
 6. 過去に本スタジオまたは他の会員制施設において除名処分を受けたことがある方
 7. 公序良俗に反する行為により社会的信用を損なったと当社が判断した方
 8. 当社が定める安全確認書に同意できない方

第5条(入会手続)

1. 入会希望者は、当社所定の入会手続を行い、当社の承認を得たうえで、所定の会費および入会諸費用を支払うものとします。
2. 未成年者が入会する場合は、本人および保護者の連名による申込みを必要とし、保護者は本規約に基づく一切の責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条(会費等)

1. 施設利用者は、当社が定める会費、利用料その他諸費用を、当社所定の方法により支払うものとします。
2. プランに基づく利用回数は翌月へ繰り越すことはできず、未消化分に対する返金はありません。
3. 施設利用者は、実際の利用の有無にかかわらず、会員資格を有する限り会費等の支払義務を負うものとします。

第7条(会員資格の停止・除名・喪失)

1. 当社は、施設利用者が以下のいずれかに該当する場合、会員資格の一時停止または除名を行うことができます。
 1. 会費等を2か月以上滞納した場合
 2. 施設・設備を故意に破損した場合
 3. 本規約または当社が定める規則に違反した場合
 4. 本スタジオの秩序、名誉、信用を著しく害した場合
 5. 入会時の申告内容に虚偽があったことが判明した場合
 6. その他、会員として不適切と当社が判断した場合

2. 会員は、退会、除名、死亡または失踪宣告により、その資格を喪失します。
3. 会員資格は、第三者に譲渡または相続することはできません。

第8条(トレーニングおよびアスリートプログラムに関する免責)

1. 本スタジオにおけるトレーニングは、施設利用者自身の責任において実施されるものとし、当社はトレーニング中に発生した怪我・事故について一切の責任を負いません。
2. アスリート向けプログラムについては、原則として本人へのカウンセリングを実施し、リスクが高いと判断した場合は、コンディショニングメニューへ変更するものとします。
3. 怪我明けのトレーニング再開にあたっては、医師の許可を得たうえで当社に共有するものとします。

第9条(休会および復会)

1. 施設利用者は、所定の休会届を提出することにより、休会することができます。なお、毎月10日までに手続きを行った場合、翌月から休会が適用されます。
2. 休会期間は、1か月以上6か月以内とします。
3. 休会期間満了後は、施設利用者から別途申請がない限り、自動的に復会するものとします。
4. 休会の手続きについては、店頭での手続きが別途必要となります。

第10条(プラン変更)

1. 施設利用者は、所定の手続きを行うことにより、会員プランを変更することができます。なお、毎月10日までに手続きを行った場合、翌月から変更後のプランが適用されます。
2. プラン変更の手続きは、施設利用者自身により行うことができます。

第11条(退会)

1. 施設利用者は、各月の10日(休館日の場合前営業日)までに当社所定の方法により退会届を提出することで、当月末日をもって退会することができます。退会届の提出が各月10日を過ぎた場合は翌月末日の退会扱いとなります。なお、退会届が提出されない限り会費支払い義務は発生するものとします。
2. 入会后6ヶ月未満の退会については、別途当社が定める条件が適用される場合があります。キャンペーンを適用して入会した施設利用者が、やむを得ない事由(当社が認める場合を除きます。)なく、入会日から6ヶ月未満で退会する場合には、当初適用されたキャンペーン条件に基づく最低利用期間(6か月)に満たない残存期間分の会費を、退会時に一括して支払うものとします。

3. 前項の退会届は、会員本人または本人からの正式な委任状を持参した第三者によって直接届け出なければならないものとし、本スタジオはいかなる場合も、本人からの正式な委任状を持たない第三者による届出または電話、メール等による届出を受け付けません。

第12条(休業および営業時間の変更)

当社は、施設点検、天災、その他やむを得ない事由により、本スタジオの全部または一部を休業し、または営業時間を変更することがあります。施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第13条(禁止事項)

施設利用者は、本スタジオ内外において、法令または公序良俗に反する行為、他の利用者やスタッフへの迷惑行為、施設・設備の破損行為等を行ってはなりません。

第14条(事故・損害賠償)

1. 施設利用者は、自己責任において施設を利用するものとします。
2. 施設利用者の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、当該施設利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第15条(施設の廃止・利用制限等)

本スタジオは、次の各号のいずれかに該当する場合、本スタジオの全部または一部を閉鎖し、または臨時休業もしくは利用制限を行うことができるものとします。

1. 台風、地震、火災、風水害その他の自然災害、近隣で発生した事故等により、本スタジオの安全な運営が困難となった場合
2. 施設の改造、修繕、補修工事等を実施する必要がある場合
3. 法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢または経済状況の著しい変化があった場合
4. 施設の使用権限の消滅その他、運営に重大な影響を及ぼす事情が生じた場合
5. その他、当社が合理的な理由により閉鎖、休業または利用制限が必要であると判断した場合

本スタジオは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール、イベント等を開催することがあります。この場合、事前に館内掲示等により告知するものとし、当該スクール等の開催時間中は、施設利用者は当該施設を原則として利用できないものとします。なお、これに伴う補償または会費等の返還は行いません。

各種大会、撮影、特別行事等を開催する場合、本スタジオの全部または一部の利用が制限されることがあります。

第16条(個人情報取扱い)

当社は、施設利用者の利用履歴、トレーニングデータその他の個人情報について、以下に定める目的の範囲内において、第三者機関に提供する場合があります。施設利用者は、本規約に同意のうえ入会することにより、当該第三者提供が行われる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

前項に基づき個人情報を提供する目的は、次のとおりとします。

1. 施設利用者が本スタジオを安全かつ円滑に利用できるようにするため
2. トレーニング内容の提案、指導およびパフォーマンス向上に関する助言を行うため
3. 本スタジオのサービス内容、設備、トレーニング方法等の改善・品質向上を目的とした分析、検討および研究のため
4. 本スタジオの利用状況またはトレーニング効果等に関する統計データの作成および公表のため(個人を識別できない形で行うものとします)
5. 商圏分析、マーケティング、広報・PR活動等に活用するため
6. その他、前各号に付随または関連する目的のため

第17条(規約の変更)

当社は、必要に応じて本規約を変更することができるものとし、変更後の規約は当社が定める方法により告知した時点から効力を生じるものとします。

第18条(守秘義務)

1. 施設利用者は、本スタジオにおいて提供される文書、資料、マニュアル、トレーニング内容、指導方法、ノウハウその他一切の非公開情報(以下「本件情報」といいます。)について、第三者に開示、漏洩または提供してはならないものとします。
2. 施設利用者は、本件情報を、他の施設または事業者へ伝達する行為、自らまたは第三者の事業・営業活動に利用する行為、ならびにこれらを目的として複写、撮影、録音、録画等を行い、本スタジオ外へ持ち出す行為をしてはならないものとします。

3. 前二項に違反した場合、施設利用者は、当該違反行為により本スタジオに生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当該損害には、施設利用者または第三者が当該違反行為により得た利益を含むものとし、当社はこれをもって本スタジオに生じた損害とみなすことができるものとします。
4. 前項に加え、施設利用者は、違約罰として金1,000万円を当社に支払うものとします。なお、本条に基づく違約罰の支払いは、当社が被った損害の賠償請求を妨げるものではありません。

第19条(届出事項の変更)

施設利用者は、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、決済方法その他当社への届出内容に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。

第20条(遺失物の取扱い)

1. 本スタジオ内において忘れ物、落とし物その他の遺失物を拾得した場合には、本スタジオは、当社が定める管理方法および関連法令に基づき、適切に保管・処理するものとします。
2. 遺失物の保管期間、返還方法その他の取扱いについては、本スタジオの定める規程に従うものとします。

第21条(諸費用の改定)

1. 本スタジオは、社会情勢、経済状況の変動、運営コストの増減その他合理的な理由に基づき、本規約により施設利用者が負担すべき会費その他の諸費用を改定することができるものとします。
2. 前項の改定を行う場合、本スタジオは、改定日の1か月以上前までに、施設内への掲示および施設利用者が登録した電子メールアドレスへの通知等、当社が適切と判断する方法により告知するものとします。

第22条(準拠法および管轄)

本規約は日本法に準拠し、本スタジオの利用に関して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(細則)

本規約に定めのない事項および本スタジオの運営上必要となる細則については、当社が別途定めるものとします。

附則 本規約は、2026年1月1日より施行します。